［この公告は、ＴＢＴ協定第２条９．１に基づくものです。］

日本薬局方の全部改正について

下記のとおり、日本薬局方(平成 28 年厚生労働省告示第 64 号)の全部を改正する予定ですのでお知らせします。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮ください)。なお、御意見に対して個別に回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

１　件名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 41 条第１項の規定に基づき、日本薬局方を改正する件

２　対象品目

医薬品

３　趣旨

医薬品の性状及び品質の適正化を図るため、日本薬局方の全部を改正するものである。

４　施行予定日

2021 年６月上旬

５　意見提出先

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
〒100-8916　東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話番号：03-5253-1111（内線 4228))
FAX 番号：03-3597-9535

６　意見提出期限

ＷＴＯ事務局から配布された後 60 日後